植生学会編集委員会規則

2022年3月31日　改定

（趣旨）

第1条　この規則は，植生学会会則第3条1号および運営委員会規則第8条の規定に基づき，植生学会編集委員会に関し必要な事項を定める．

（構成）

第2条　編集委員会は，委員長と副委員長，編集主事（2名），委員（若干名）をもって組織する．

（編集主事）

第3条　植生学会誌等の編集・発行を円滑に進めるために編集主事をおく．

2　編集主事は編集事務を担当し，委員長を補佐する．

3　編集主事は，委員の中から委員長が選任し，運営委員会に諮って委嘱する．

（委員）

第4条　委員は，会員の中から委員長が選任する．

2　委員の任期は2年とし，原則として連続3期の再任を妨げる．ただし，委員の構成に特別の配慮が必要な場合や，編集委員が引き続き編集主事に就く場合はこの限りではない．

3　委員長は，委員が任期を全うできなくなったとき，あるいは委員会の運営を妨げたときは，その委員の任を解き，欠員を会員の中から選任する．

（任務）

第5条　編集委員会は，次の各号に関する活動を行う．

（1）植生学会誌および植生情報の編集・発行

（2）植生学会論文賞の選定

2　編集委員会は，原則として年1回以上開催する．必要に応じて電磁的方法等による臨時の委員会を開催することができる．

3　第5条1項1号に定める植生学会誌を円滑に発行するため，編集委員会は植生学会誌投稿規程及び植生学会誌執筆要領を定める．同規程及び要領は，運営委員会の承認を経て施行する．

4　植生情報の編集・発行は，原則として委員長より指名された2名の委員が担当する．

5　第5条1項2号の候補の選定に必要な事項は，編集委員会が別に定める．

（著作権）

第6条　植生学会誌19巻2号以降の掲載論文の著作権は本会に所属する．

2　植生情報16号以降の掲載記事の著作権は本会に所属する．

（個人情報の管理）

第7条　編集委員会構成員は，個人情報の管理を徹底しなければならない．

（守秘義務）

第8条　編集委員会構成員は，業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない．

（雑則）

第9条　本規則の変更は運営委員会の決議による．

第10条　本規則に定めるもののほか，植生学会誌および植生情報の編集・発行に必要な事項は編集委員会が別に定める．

附則　2016年10月23日制定

1．　植生学会編集委員会設立年月日　1996年4月1日

2．　この規定は2016年10月24日から施行する．

附則　2022年3月31日　改定

1．　この規定は2022年4月1日から施行する．